

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私の国民年金については、実父が加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は税金と一緒に町内会を通じて納付していたはずであり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 53 年 1 月から平成 14 年 1 月まで付加保険料を納付している。

また、申立人は、その実父が申立期間に係る国民年金保険料を税金と一緒に町内会を通じて納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人と同居していた兄は、「家族の国民年金保険料を父がまとめて納付していた。申立期間当時、納税組合で保険料を集金していた。」と供述しているとともに、その兄は、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及びその兄が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録によると、昭和 42 年度分の保険料は、申立人とその兄の納付日が一致しているほか、申立人の主張に特段の不自然さは見られない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 41 年 4 月 22 日に任意加入となっているが、申立人は、「申立期間当時、家業の手伝いをしていた。年金手帳をほかにもう 1 冊所持していた。」と主張しているところ、A市から聴取しても、申立人が任意加入と

された理由が見いだせないことから、別の手帳記号番号が払い出されていた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 2 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、A 事業所を退職（退職一時金を受領）後、昭和 52 年 3 月に B 市役所に出向き婚姻届を提出した際、国民健康保険と国民年金の加入手続をした記憶がある。

市役所の窓口では、担当者から、「20 歳にさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付する必要がある。」との説明を受け、その後、私の義母が申立期間の国民年金保険料を金融機関でさかのぼって一括納付したはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の義母については、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、申立人の夫については、20 歳以降、いずれも申立期間を含め保険料を完納している上、特例納付及び前納期間があるなど、同居親族の納付意識は比較的高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 3 月に B 市役所に出向き婚姻届を提出した際、国民健康保険と国民年金の加入手続をした記憶があると主張しているところ、B 市の記録上、申立人に係る国民健康保険の加入年月日が 52 年 2 月 22 日であることが確認でき、申立人の主張に不自然さはいかたがう。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することが可能である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 51 年 3 月から 52 年 1 月までの期間については、申立人が A 事業所の所属団体（在職期間が 20 年未満）から退職一時金が支給された期間（通算対象期間）であり、制度上、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付できない期間となるが、当該期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の免除の記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私が市役所で国民年金保険料の免除を申請したはずであり、年金記録上、免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時、専門学校の生徒であることから、国民年金の任意加入対象者となるべきところ、オンライン記録上、昭和 60 年 7 月 1 日に強制加入したとされているとともに、61 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したとされている記録に合理的な理由が見いだせないほか、申立人の国民健康保険の加入記録を見ると、同年 4 月 17 日に「社保加入」のため資格喪失したとされているが、実際には同日直後の期間に厚生年金保険の加入記録が無いなど不自然な記録となっており、行政機関の事務処理に過誤があった可能性も否定できない。

また、申立人は、「国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒にした。国民年金の免除申請は市の窓口で 2 回行った。」と主張しているところ、A 市の記録から、申立人は、昭和 60 年 7 月 1 日に国民健康保険に加入していることが確認できるとともに、申立期間が申請免除期間となるためには、制度上 2 回の申請が必要であるなど、申立人の主張と合致している上、申立人が申立期間について免除申請を行った際の記憶は詳細かつ具体的で、特段の不自

然さうかがえない。

さらに、オンライン記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の番号から昭和 60 年 10 月ごろに払い出されていることから、申立期間に係る保険料の免除申請を行うことは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年10月21日）及び資格取得日（同年11月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から同年11月21日まで
厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時、人事異動で転勤したものの、申立期間及びその前後を通じてA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社において昭和45年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年10月21日に同資格を喪失後、同年11月21日に同社において同資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主から提出された就業証明書、申立人から提出された写真及び申立人の申立期間当時の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、事業主は、申立期間当時、勤務していた者は、申立人を含め、厚生年金保険に加入させていた旨、回答していることを踏まえると、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年10月（定時決定）及び同年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の手続に誤りは無く、申立人を含め被保険者全員の保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日、17年4月28日、18年4月28日及び19年4月27日の標準賞与額を、それぞれ46万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日
④ 平成19年4月27日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、いずれも46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日、17年4月28日、18年4月28日及び19年4月27日の標準賞与額を、それぞれ46万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日
④ 平成19年4月27日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、いずれも46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日、17年4月28日及び18年4月28日の標準賞与額を、それぞれ27万円、19年4月27日の標準賞与額を、28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日
④ 平成19年4月27日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び③は27万円、申立期間④は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日、17年4月28日及び18年4月28日の標準賞与額を、それぞれ25万円、19年4月27日の標準賞与額を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日
④ 平成19年4月27日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び③は25万円、申立期間④は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日、17年4月28日及び18年4月28日の標準賞与額を、それぞれ25万円、19年4月27日の標準賞与額を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日
④ 平成19年4月27日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び③は25万円、申立期間④は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日の標準賞与額を22万円、17年4月28日の標準賞与額を23万円、18年4月28日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月28日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万円、申立期間②は23万円、申立期間③は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成16年4月28日の標準賞与額を17万円、17年4月28日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月28日
② 平成17年4月28日

各申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、各申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は17万円、申立期間②は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、

保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成19年4月27日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

山形厚生年金 事案929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における平成19年4月27日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間に勤務していたA事業所が、社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していないことが分かったので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表における厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、保険料を納付しなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から62年6月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、私は、婚姻後は私と夫の二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口において現金で納付してきた記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月11日に払い出されていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立人の夫は、同年7月に厚生年金保険に加入し、社会保険事務所では、申立人が同年10月27日に国民年金の第3号被保険者に加入した旨の処理をしたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの時期に行われたものと推測され、これを前提とすれば、この時点では、申立期間のうち58年11月から60年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、国民年金の加入手続は、昭和58年11月ごろにその夫がA区役所で行ったと主張するが、同区役所では、関係記録の中に申立人の氏名は見当たらないと回答しているとともに、申立人が申立期間当時居住していたB区役所においても、国民年金保険料の納付に係る記録が無いとしており、申立てを確認できる関連資料等は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私が 20 歳（当時大学在学中）になったときに、私の父が国民年金の加入手続をし、昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、63 年 11 月に前納し、平成元年度から 3 年度までの保険料については各年の 4 月に前納しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録を見ると、制度上、学生が強制加入被保険者とされた平成 3 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A 市に係る国民年金手帳番号総括払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、3 年 3 月 11 日以降に払い出されていることが確認でき、この時期に加入手続がなされたものと考えられるが、申立人は、申立期間当時、大学生であり、任意加入期間であることから、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて、住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号に係る被保険者の資格取得日を見ると、申立人同様、平成 3 年 4 月 1 日が資格取得日とされている者が約 130 人おり、これらの被保険者の多くは、学生の強制適用に伴う新規資格取得者と考えられるなど、申立人の記録上の

加入時期に特段の不自然さは見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

年金記録上、昭和 60 年 1 月 23 日に国民年金の被保険者資格を喪失したこととされているが、私は被保険者資格の喪失届を提出した覚えは無い。市が勝手に資格喪失の処理をしたために申立期間が未加入期間とされ、国民年金の保険料を納付することができなかった。

上記資格喪失の記録を取り消して、当時の保険料額で申立期間の保険料を納付できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 59 年度国民年金保険料領収証書から、申立人は、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していないことが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿上、申立人は、昭和 60 年 1 月 23 日に被保険者資格を喪失したこととされており、双方の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間に係る納付書は送付されず、この期間の国民年金保険料を納付していないことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私が20歳になったときに、市役所から年金手帳と納付書が届き、私の母が、申立期間の国民年金保険料として金融機関で毎月9,000円を納付してくれていたため、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録を見ると、制度上、学生が強制加入被保険者とされた平成3年4月1日に被保険者資格を取得している上、A市に係る国民年金手帳番号総括払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月17日以降に払い出されていることが確認できることから、この時期に加入手続がなされたものと考えられるが、申立人は当時、大学生であり、申立期間は任意加入期間となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて、住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を母が納付し、保険料額は月額9,000円だったと供述しているところ、当該保険料額は、保険料が納付済みとされている平成3年度の保険料額と一致するものの、申立期間に係る保険料額とは相違している。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 930（事案 20 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 14 日から 39 年 2 月 5 日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間に、知人の紹介で A 株式会社に勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務したとする A 株式会社に申立人の勤務実態等を照会したが、申立てを確認できる関連資料及び供述が得られないこと、ii) 当該事業所に就職を紹介したとする申立人の関係者に聴取したところ、申立人は当該事業所に勤務していたとしているものの、厚生年金保険の加入状況について、具体的な供述を得ることができなかったこと、iii) 申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚は、申立人と同じ時期に当該事業所で勤務したとしているものの、申立期間の一部について、当該事業所における厚生年金保険に未加入であることが確認できること、iv) 申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無く、厚生年金保険料の控除の事実が確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当委員会の審議結果に納得できないとし、今回、申立期間当時の同僚を新たに思い出したとして再申立てを行っているが、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間当時、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人が A 株式会社に勤務していたことは知っているが、申立期間当時、申立人とは違う事業所に勤務しており、申立人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」

としており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかったことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月から 31 年 4 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務していた。給与明細書等の証拠になるものは持っていないが、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、同事業所では、「昭和 17 年から保管している厚生年金保険の届出書類と従業員名簿（正社員のみ）を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、名前が見当たらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できる者 37 人に対し、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について照会した結果、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認できる供述が得られないほか、回答を得た 23 人中 9 人が正社員のみ厚生年金保険へ加入していたとしており、そのうち二人は、「臨時従業員は、試験に合格すると、正社員になった。」と供述しているところ、申立人は、試験を受けた記憶は無いと供述していることから、申立人は、申

立期間当時、臨時従業員であり、厚生年金保険に加入していなかった可能性も否定できない。

加えて、上記被保険者名簿上、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料が控除されていたことについての記憶が定かでは無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 33 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に株式会社Aに勤務していた。

給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶があり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶及び元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同郷の元同僚は「昭和 32 年ごろから 1 年ほど当該事業所に勤務したが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、オンライン記録によると、当該元同僚も申立人と同様、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当該事業所に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無等について照会したところ「申立期間当時、厚生年金保険には未適用であり、当時の代表者である父も死亡している上、社員名簿等の資料も無く、申立人の具体的な勤務期間については分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年ごろから 61 年 6 月 2 日まで
② 昭和 61 年 7 月 16 日から平成元年ごろまで

私は、昭和 60 年ごろから平成元年ごろまで A 株式会社が経営する B 事業所で勤務していた記憶があるが、年金記録では同社での厚生年金保険の加入期間は昭和 61 年 6 月 2 日から同年 7 月 16 日までとされている。

申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が勤務していたとする A 株式会社（B 事業所）から提出のあった申立人の履歴書及び申立人が所持していた写真から、申立人が申立期間②の一部については当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった「労働者名簿」によると、申立人は、昭和 61 年 5 月 26 日に同事業所に入社し、同年 6 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨記載されており、この記載は、オンライン記録上の資格取得日と一致していることが確認でき、申立期間①について、申立人が当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

また、当該事業所では、「申立人は、昭和 61 年 5 月 26 日に採用され、当時の従業員の話によると、3 年ほど勤務していたと思われるが、厚生年金保険については、同年 6 月 2 日に被保険者資格を取得したものの、申立人からの申出により、同資格取得後間もなく喪失手続きをしたと思われる。」旨回答しており、申立期間②について厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚及びオンライン記録上、申立期間①及び②当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者、計 12 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会し、5 人から回答を得たが、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入の有無については分からない。」旨回答しており、申立人の具体的な勤務期間を特定できる供述及び申立人が申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所が加入している C 健康保険組合に対し、申立人の健康保険の加入記録について照会したが、同組合では、申立人の加入記録は確認できない旨回答しており、申立人の具体的な勤務期間等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

その上、各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に勤務し、給料から社会保険料等が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 46 年 4 月から同年 6 月にかけてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 47 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、元役員も所在が不明であることから、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

また、オンライン記録上、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 9 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答を得た 7 人のうち 4 人は、「申立期間当時は、3 か月から 6 か月くらいの試用期間があり、その期間が経過した後に、厚生年金保険に加入していた。」旨回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険の加入をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考

え難い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。